

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏名 株式会社ミナミ

代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和4年1月10日

許可の有効年月日 令和9年1月9日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破碎（移動式）施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 木くず、イ がれき類 以上2品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 1月10日 新規許可

平成29年 1月10日 更新許可

令和4年 1月10日 更新許可

令和5年 3月1日 変更許可（取り扱う廃棄物の種類の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記 1

(1) 中間処理は (2) の場所で行うこと (移動式の間接処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

| 施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号 | 処理能力 | 数量 | 所在地 (移動式にあつては駐機場) |
|--|-------------|----|--|
| 破碎 (移動式) (木くず) (平成 23 年 4 月 6 日 設置) (平成 22 年 11 月 17 日 許可) (許可番号 館福環-3278) | 453.2 t / 日 | 1 | 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第 1 2 地割字岩崎 5 1 番 1、(駐機場所) |
| 破碎 (移動式) (木くず) (平成 31 年 4 月 1 日 設置) (平成 31 年 2 月 19 日 許可) (許可番号 館福環-3390) | 209.6 t / 日 | 1 | |
| 破碎 (移動式) (がれき類) (令和 4 年 11 月 11 日 設置) (令和 4 年 7 月 27 日 許可) (許可番号 館福環-1356) | 3264 t / 日 | 1 | |

別記 2

移動式の破碎処理については、発生事業場内で行うこと。